

第三日 平成二十五年九月十二日

開 議 午前九時五十九分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これからから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。

九月十一日付で本定例会に議案一件が追加されたために、お手元に配付のとおり、同日付で受理しましたので報告いたします。

日程第二、議案第六十三号、追加上程し、町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。

町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、追加提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第六十三号平成二十五年藤崎町一般会計補正予算（第四回）案、今回の補正は、歳出第六款農林水産業費農地費に計上した農道除雪機の今年度の購入を見送ることとし、減額分を予備費調整するもので、予算規模は八十億一千八百万八千円と変更はないものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要についてご説明を申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職を初め関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、報告第十三号平成二十四年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行いません。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十三号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十三号は承認することに決定しました。

日程第四、報告第十四号平成二十四年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十四号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十四号は承認することに決定しました。

日程第五、報告第十五号平成二十四年度藤崎町一般会計継続費精算報告書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

報告の第十五号一般会計継続費の報告であります。

藤崎小学校建設事業ということで、この二、三年の間、この二、三年というよりも平成の二十四年度までですね、取り組んだ事業でありますけれども、総額では十九億九千七百八十八万円、プール、グラウンドも含めてですね、約二十億円ということでございますけれども、この国庫支出金、県支出金などの詳細も明示、国庫支出金が六億一千五百万円ですね。こうなっておるんですけれども、国、県で一体二十億円ですね、学校を建てるのにどれくらいの支出、パーセンテージでいけばですね、支出がされたんですか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

財源内訳のうち、国庫、十九億九千七百万円の総額のうち、国庫支出金は三〇・八％、それから県支出金は二％となっております。なお、国庫支出金につきましては、平成二十二年度までは安全安心な学校づくり交付金、二十四年度は学校施設環境改善交付金を活用させていただきました。

なお、さらに国庫支出金の中には、経済対策に伴う公共投資臨時交付金も含まれてございます。県の補助金は、合併時ですね、支援をする合併支援特別交付金を活用させていただきました。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

藤小の場合もグラウンド、プールの建設、一年おくれた。心配はかけたんですけれども二十四年度に完成させたということについてはですね、私自身も評価しているんですけれども、いずれにしても、国が耐震対策だと、あるいは防災、町長にお聞きいたします。防災拠点だというふうに言っている割にはですね、補助率というのが三〇％というか、多く

て三〇何%、三三%というか、そういうような状況なんです。前は二五%の時代もあったというふうに私はですね、つまり、やれやれと言っているのに、補助率が少ない。だから全国の自治体でも足踏みしているような状況も生まれている学校改築ですね、生まれているんですけども、これは町村会などでですね、笑っておりますけれども、もっと補助率をですね、上げる、四割ぐらいは、つまり環境がハード面がいくなれば内容がいくなるという連動している問題ではないですけども、補助率を上げるとか、そういう取り組み、あるいは要望なりはしていらっしゃらないものなんですか。していくつもりがあるものなんですか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

文科省のこの学校施設の建設に係る補助率というのは、浅利議員もご承知のとおりでございます。改築の場合は約三分の一、あるいは統合して別な場所に建設した場合は二分の一というような今現場の決まりでございます。藤崎小学校に関しては、その場に建てたということで改築工事になります。よって、三分の一というのが現状の交付金のパーセンテージということではございますけれども、ただ、大体この生徒数、大体この場所の平米とか決まっているみたいで、藤崎小学校もですね、あるいは今建設中の常盤小学校も、ちょっとスペースが広くゆとりのある空間を生み出しているから、文科省の補助率が全てが三分の一来ているかと言え、そうではないのが現状でございます。お話ししている提言している補助率アップについてはですね、今後、町村会でもいろいろ協議の場面ありましたら、私のほうからもまたいろいろ提言したいと、そう思っておりますので、ご理解のほどをお願いします。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十五号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十五号は承認することに決定しました。

日程第六、報告第十六号平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計継続費精算報告書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十六号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十六号は承認することに決定しました。

日程第七、議案第四十四号藤崎町空き家等の適正な管理に関する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

先般、この議案についても同僚の工藤議員が一般質問で取り上げたんですけれども、私、何点かちょっとお聞きしたいと思います。

まず、指示に従って強制執行をした場合は、後で自己負担でお願いしますというふうな話だったんですけれども、これ、例えばですね、通告に従って自分で処理した場合、これは上限補助率はどうなってくるのか、まずお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま空き家等の除去をした場合の補助率のお話だと思います。補助につきましては、除去をした場合には上限を五十万円といたしまして除去の費用の二分の一を補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

もう一点、これ、税務課にもちょっと関連ありますので、議長、これよろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

はい。

○十一番（佐々木政美君）

これ、例えば自分で処理して、当然費用が発生しますけれども、これ、確定申告で税務上、どういうふうなあれになるんでしょうか。確定申告できるんですか。その点をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

家を建てた場合には住宅取得控除という税控除がございますが、解体についてはございません。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

ちょうど一年前のこの議会で私、この空き家条例を制定するべきだという一般質問をさせていただいて、私はこの空き家条例を一日も早く可決してほしいなと思っている一人でございます。それでですね、最終的なところでお聞きします。

危険な空き家があった。町民からの苦情があったので、町税を使って解体しているんだと思うんですけども、その費用を捻出するために、その土地残りますよね。土地はどうするんですか。例えば、売却して、その空き家の費用に充てるもんだんですか。最終的なところでお聞きをします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

今のお話は恐らくその空き家のあるところそのものを町で取得する前提でのお話かと思いますが、今回制定いたします条例といたしましては、あくまでもその所有者の方が危険な場合の空き家を除去した場合に、それに対して除去費用の二分の一、上限五十万円ということで補助をするものでございます。したがって、土地の売却益については、町としては町の歳入とか、そういうものには入るものではございません。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

前にもちょっと聞いたような記憶があるんですけども、管理不全な状態で迷惑をかけて、管理不全な状態で空き家ですね、倒壊またはそういうおそれがあるとか、管理不全で危険な状態だけが対象なんですよね。という対象だと思っ

ておるんですけれども、一体この空き家等の適正な管理が必要だというのが藤崎ではどれくらいあるのかということと。

この危険ではないけれども、空き家がふえているというのもありますよね。つまりその空き家を住んでもらうとか、有効活用をしてもらうとか、あるいは常盤の地区の商店街なども大分空き家があったんですけれども、もうこの半年ぐらいです、二、三軒も解体をしているんですけれども、空き家の有効活用といいますか、そういう面は全然行政としては関心がないのでしょうかという。この対象になるのがどれくらいあるのかということと、そうでない空き家を有効活用するというそういう視点での取り組みなり、その辺については関心がないのでしょうかということをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

空き家の数等については、後ほど担当課長から報告させますけれども今全国の市町村は一千七百十九市町村だと思っております。その中で、今、浅利議員がお話ししたような形で、空き家条例の中に今後活用、利活用するところまでしている自治体もまたあるのも現状でございます。今後、いろいろな事例をですね、全国から情報を集めながら、ますます高齢化、あるいは空き家がふえるこの時代に突入していくと思いますので、抜本的な対策をどうとるべきか検討には入っていきたいと、そう思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま空き家の件数のお話だと思いますが、この件につきましては、何度かお答えしているところでございます。平



成二十年の住宅土地統計調査によりますと、藤崎町におきましては三百四十戸ほどというふうになってございます。この空き家条例の対象になるならないのお話と、それから補助のお話は少し分けて考える必要があるかと思いますが、町のほうに現在相談いただいている件数といたしましては、三軒ほどございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

相談いただいている三軒というのはですね、具体的にはどういう内容なんでしょうか。差し支えない範囲で明らかにしていただけたらなと思います。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

三軒のうち、まず一軒目でございますが、老朽化により、傾いている物件が一軒ございます。それと、あと二つ目が建物の屋根が強風等により剥がれている状況のものがございます。それと三つ目が建物の屋根や壁が崩落している状態のものでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

具体的に寄せられている三軒ほどというか、その中で傾いているというものも、屋根や壁が飛散、飛んでいるという状

態もあるということなんですけれども、それは一項目目の老朽化で傾いていると。老朽化していなくても傾いている場合があるんですけれども、私の家もその類なんですけれども、具体的にね、曲新田のね、集会所があるでしょう。集会所があって、その隣の家が傾いて、曲新田の集会所にねっばってきているんですよね。そういう場合も直ちに調査すべき案件ではないかなと、あるいは勧告すべき案件ではないのかなというふうに思っているんですけれども、どういうものなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま曲新田の集会所のそばのお話でしたけれども、その件についてもご相談をいただいているうちの一軒でございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十四号を採決いたします。議案第四十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十四号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四十五号藤崎町子ども・子育て会議条例案を議題とします。

これから質疑を行いません。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第四十五号を採決いたします。議案第四十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十五号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第四十六号藤崎町防災会議条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この防災会議条例の会議のメンバーといいますか、これに自主防災組織を加えるというのが本条例の改正の主な内容だ  
とお聞きしておるのですけれども、この藤崎町で自主防災組織というのは一体どこを指すことになるのか、現在ですね。

それから、防災計画も年度内にも固めていこうということなんですけれども、防災会議の現在の運営メンバーというか、  
それはどういうメンバーになっていて、これに自主防災組織というふうになっていくんでしょうけれども、藤崎の場合、  
自主防災組織をどんどん育成していくという方向なのか、それとも町内会やそういうものが役割を併任するというか、  
そういう方向でやろうとしているのかですね、基本的なこのスタンスといいますか、それはどういうふうなお考えなん  
でしょうか。現状と今後のスタンスについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

メンバー等については、後ほど担当課長から報告させます。

この間、八月の末も役場周辺で防災訓練をやりました。私のほうからは、震災あってもう二年半年過ぎましたけれども、

いつ、どこで、どういう災害あるかわからないような日本列島でございます。地震もひっくるめ、あるいは台風、あるいは水害、ゲリラ豪雨等々ありますけれども、ですから、そういう場面に出くわしたときに、最小限の被害でとどめるような防災意識を向上するためには、まずは町挙げての防災訓練もありますけれども、もうちょっと細部にわたっての地域、例えば常盤地区は三カ所ぐらいとか、藤崎地区は三カ所ぐらいとか、そういうきめ細かな防災訓練の位置づけも防災係にはもう指示しているところがございます。防災係のほうでは、もう地域の住民、町内会とも協議にもう入っているところがございますが、なかなか町内会そのものがですね、そういうものをやってもなかなか人が集まらないというのが現状だというような意向を示していながらも、なおかつやっていかなるよう、私は今努力しているところでございます。

また、亀田地域、亀田地区なんかは、昨年からは単独で地区の防災訓練をしまして、北分署、あるいは防災係もまた派遣してですね、地域の防災に対する意識を向上させるための努力もしているのが現状でございます。総体的には、もっともっと多くの町民が防災意識を持てるような形でこれからも努力していきたいと、そう思っております。

もちろん二十二分団ある藤崎町の消防団も中心に、その中に組み入れしながら、防災意識を高めていきたいと、そう思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

私のほうからそれでは、防災会議のメンバーについてお話を申し上げたいと思います。

まず、町長がメンバーでございます。それと、国土交通省の藤崎出張所の所長でございます。それから、中南県民局の保健総室長でございます。同じく中南県民局の福祉総室長でございます。それから、県税部長、それから地域農林水産

部の方でございます。それから地域整備部の方、それと弘前警察署の方、駐在所の方、それとあとは町の教育長、それから消防団長、それから弘前消防事務組合の方、それから東北電力、N T Tの方というふうなメンバーでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

自主防災組織というのは、じゃあ現在は藤崎町にはないんですね。いや、消防団を除いてですね、その辺はですね、これから育てていこうというのか、私は消防団を中心にしてこうやっぱりやっていくのが一番この地域の実情に合っているのかなというふうには思っておりますんですけども。自主防災組織というのは、あるんですか、ないんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

自主防災組織につきましては、現在婦人防火クラブがその自主防災組織の一つになってございます。そのほか、今後の育成につきましては、先ほど町長が申し述べたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十六号を採決いたします。議案第四十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第四十七号藤崎町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十七号を採決いたします。議案第四十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第四十八号藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十八号を採決いたします。議案第四十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第四十九号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行いません。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この消防、小型動力ポンプ消防ポンプで積載型のですね、一千二百万円ほどということなんですけれども、葛野の消防

団だというふうに伺っておるんですけれども、これは一応更新というのはどれくらいの経過年数なり、更新の基準というのはどういうふうに考えていらっしゃるものなんでしょうか。順繰り順繰りにいくというか、どういう基準で更新をなさっているのかということをお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま小型動力ポンプの更新のお話でしたけれども、まず、小型動力ポンプの整備につきましては、消防審議会のほうに計画をのせまして、審議いただいております。おおむね大体二十年ぐらいのサイクルになるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

じゃあ具体的に、この葛野の消防団の車も二十年ほどたっていたんですか。実際的にはどうだったんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

はい、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

それで、新しい消防、積載型の消防車をですね、導入した場合ですね、この古いほうの消防車ですね、これは下取りに出しているんですか、それとも何か公開入札だとか、そういうふうなやり方をとっているんですか、基本的にはどういうルールで藤崎町は対応していらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま古い消防ポンプの取り扱いのお話でございましたけれども、下取りを想定して進めたものでございます。今後ともそういう形で進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十九号を採決いたします。議案第四十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第五十号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行いません。浅利直志君。



○十三番（浅利直志君）

今回のですね、備品は、これはどういう、三千七百十五万円、少ないようにも思うんですけども、どういうものをですね、主に三千五百万円ほどですね、済みません。どういうものなんでしょうか、備品の主なる内容はどういうものなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

校舎の備品でありまして、例えば普通教室であれば、生徒の椅子、机、教卓、あと学校用のオルガン、そういうようなものでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これも常盤の支所も解体したんですけども、学校も今回建設するんですけども、先ほど聞いたのと同じようなことにもなるんですけども、学校の机だとか、椅子だとか、そういうのはスクラップにしているのかですね。あるいは業者に些少の値段でも買い取ってもらっているのか。いずれにしても、その備品、先ほど答えているそういう内容だけに限らないのかなのかもしれませんが。椅子、机に限らないのかもしれませんが、それはどういうふうにして基本的に処分するといいますか、利用するといいますか、公開、透明性もなければならぬなと思っているんですけども、どういうふうに分けていらっしゃるんでしょうか。しようとしているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

はい、お答えいたします。

基本的には、今浅利議員がおっしゃったとおりに、解体時に一緒に処分する予定ですが、ただ、現在学校にあるもので使えるものについては、新校舎のほうへ持って行って使うように指導しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

手間がかかるから、解体したほうが一番いいんだろうけれども、しかし、何かいわゆる学校のそういうのをですね、利用しているリサイクルというか、リサイクル業者じゃなくてですね、使っているいろいろなものを新たにつくっているとか、そういう人もあるんですね、ある時期までにはこういう椅子やそういうのを引き取る人はいないですかとか、そういうことも含めてやって、それでもなければ解体するというようなことも考えられると思いますんですけども、検討してみる余地はあるでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

今浅利議員がおっしゃったとおりですね、基本的には先ほど申し上げましたとおり、処分する予定ですけども、そういうことでリサイクル等でですね、本当に使われる方があればですね、今後また検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十号を採決いたします。議案第五十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第五十一号平成二十五年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これは十七ページですね。八款土木費、その道路維持費のところですか。委託料で三百七十三万、土地分筆登記申請業務委託料九十九万円ほど、予算は見ておるんですけども、これはどういう土地を分筆する登記が必要になって、九十万円と言えぱちょっと額が大きいんですけども、どういう内容なんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

これは二カ所分でございますが、一カ所につきましては、旧常盤村時代ですが、道路の整備をするために買収した際、土地を一筆で買いまして、本来は残地が残ったんですが、その残地分も一筆で買収しまして、その残地分につきましては

払い下げ要請がありましたので、道路と残地分を分筆する必要が生じたので、そのための経費でございます。

もう一件につきましては、一般申請でございましたが、その方が土地を分筆するために測量しましたが、その際、現状の道路の形と登記されている道路の形が若干違うということで、再度測量いたしまして、その測量して土地の分筆等の必要になる場合が想定されましたので、それを計上したものでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一般の場合の現状の道路の形と形状が若干違うというあれなんですけれども、道路というのは町道のことなんですよね。だから、役場が負担して分筆するということなんですよね。私道じゃないですよ。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

はい、お答えします。

これは町道の部分でございます。ですから、町のほうで測量を実施いたしまして、その境界を再調査するというところでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ですから、道路、町の道路をつくったんですから、町のほうです、そのときは分筆をして、道路部分だとかをはっ

きりさせただと思えますけれども、何か現状と合わない状態がある。だから、今回また手直しをするというふうなことになると思いますとですね、そうしますと、前にやったのがやっぱりふぐあいがあったというか、というふうな認識でよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

その原因がなぜそうなったかまではちょっとなかなかわからない部分がございますが、やはりふぐあいが生じたということがございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

七款の商工費について伺います。

観光費の旅費さわやかラブリーコーラスが、田野畑村の復興祈念祭において派遣するという事なんですけれども、さわやかラブリーコーラスは町内のいろいろなイベントに参加してもらって、花を添えてもらっているわけなんですけれども、十五万六千円と。これは全体の旅費の何割くらいになるんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

観光費に計上しました旅費の十五万六千円は、企画財政課の職員を派遣する分でございます。さわやかラブリーコーラスは今回町で車借上料ということで十七ページの十四節の使用料及び賃借料で十七万七千円計上しまして、派遣往復のバス代を負担するものでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

じゃあこの十七万七千円はバス代が全額ということでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

そのとおりでございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

田野畑村と復興支援の交流をしているということなんですけれども、年間で向こうからも来る、こっちから行くという交流をしていると思うんですけれども、実際はどのくらいの人数の人が向こうから藤崎町に来て、こっちからどういう団体の人たちが何人くらい行っているのか、もしわかっていたらお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時四十分

---

再 開 午前十時四十一分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

震災あったのは二年前の三月十一日、その年ですね、まず七月の下旬に、田野畑村の小学校五年生、全校生徒がきました。三十三名プラスアルファ先生方も入って約四十人前後だと思っております。次の年にまた、全くまた五年生です。五年生が来て、そのときは四十人ぐらいの生徒にプラスアルファ先生方と。先般、藤崎小学校の創立百四十周年の記念野球大会もありまして、田野畑小学校の野球チームが来町しました。そのときは約二十名前後だと思っております。おおむね、田野畑村からこちらの藤崎町に来たのは、私の思っている限りはそのぐらい、あるいはまた、イベントで公社ありますので、いろいろな食材、加工品を持って、その都度その都度いきいきまつりとかには、来ています。こちらから行っているのはですね、まずは、町内会、それからライオンズクラブ、農業委員会、それから今回行くラブリーコーラスと、それから職員の派遣もありますけれども、また、今年からは技師が必要だということで、まだまだ復興支援がかかるということで、上半期の六カ月は農政課の職員、十月からは今度は建設課の職員派遣という形になっております。今回、その復興に対する式典、祭典にはですね、前教育長さんの館山さんのほうがいろいろ話っこしてくれているみたいで、今回行くきっかけになったということでございます。もちろん私も行きたいところですが、町長には招待状が来ていませんので、私の親書をですね、企画財政課長に持たせる運びはしています。今後、少しでも復興でまだまだ大変だと思しますので、相互の交流を続けながら、少しでも元気を与えるような活動は今後とも続けていきたいと。そう思

っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

復興支援ということで、まだまだ避難生活を強いられている人がいるということなんですけれども、相互交流ということで大いに深めていくべきだと思うんですけれども、今回の記念式典に町長に招待状が来ていないという、今わかったんですけれども、そういう将来的に町同士、町と村との交流がどういう方向に持っていくのかという、そういう長期的な展望がないと、ただ、復興支援復興支援といっても、いつまでも復興ばかり語ってられないと思うし、その辺、こうもう少し長期的に考えて、これやっていったほうが長続きするんでないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

全くそのとおりでございまして、間もなく就任してから二年たちますけれども、こちらからは相当アプローチはかけているんですよ、実際のところ。例えば、去年の花火大会を私のほうから直に首長さんにご案内したり。今年も花火大会のご案内を六月の上旬にもうしています。ただ、選挙がございまして、前村長さんが六票差で敗れたのも先般の八月の二十一でしたか、八月四日投票日の選挙であったみたいで、そういうのもありますので、今回親書を持たせながらですね、今後はもっと相互交流を盛んにして、できればですね、子供たちに限らず、文化、伝統、そういう産業の物流までの機会をですね、設ける努力はしていきたいと、そう思っております。



以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

お互いの政治的な日程とか、選挙とか、そういうのに左右されないような深い交流にしていくべきだと思っております。  
以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

補正予算の十五ページでございます。保健衛生費でございます。その十五節のですね、工事請負費藤崎診療所非常照明用蓄電池触媒栓取替修繕工事費三十五万円と。こうなっておるんですけれども、これは大分診療所も面倒見たと言えば、しかられますけれども、外装工事から、ちょっと駐車場の舗装はやれなかったんですけれども、これ、このここまでやらなきゃならない理由はもう終わりだというふうに私は理解していたんですけれども、どういう根拠に基づいて今回三十五万円ほど支出しなければならないというふうな結論に至ったのか。

そもそも蓄電池触媒栓というのは一体何なのかということでございますので、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

まず、触媒線のことについて若干ご説明申し上げます。

非常用バッテリーというのが特定施設、病院ということでありましたので、かなりの個数がバッテリーがありました。その中にですね、バッテリーには、要するに電池の充電機にですね、その溶液を化学反応させるために触媒栓という、そういう栓がついております。バッテリーの上のほうについている栓と理解していただければいいかと思えます。その触媒栓にはですね、有効期限というものが定められておまして、この有効期限が今年の二月で切れていたということでもあります。この触媒栓が有効期限が切れて触媒栓の機能が悪くなればですね、要するに電気がうまく発生、うまく取り出せないということになりまして、そのことによりまして、電気の誤作動等々が発生することになります。事実、これのことによりまして、非常警報装置がですね、休日に鳴って、月曜日の朝まで鳴りっぱなしであったという、そういう原因にもなっておりました。ということで、診療所のほうからですね、その触媒栓を何とか取りかえてもらえないかということで協議がございました。そして、その当課で所管するものですから、当初藤崎町立病院藤崎診療所の指定管理に関する協定書に基づくことによりまして、修繕するということになったわけではありますが、その協定書の中身から申し上げればですね、第二十一条にですね、改良、改修、保守、修繕ということがありまして、甲乙協議の上、その修繕を行うということになります。

そして、当課といたしましては、明確なその基準という、こちらでやる、そちらでやるという、明確な基準がこの協定書中ではありません。ということでございまして、社会福祉協議会の老人福祉センターのほうの指定管理のほうの例から申し上げればですね、三十万円以上の工事、修繕に関しては、町側が行うということを一応基準を持っておりますので、その基準に照らしてですね、今回の触媒栓の工事に関しても、町側で負担するというところで考えたものであります。

そして、当然にただいま申し上げましたとおり、非常用電源ということで、災害、火災等の発生もこれによって想定されるものでありますので、そういう形になったものであります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

早い話がバッテリーの溶液じゃなくて、バッテリーを取りかえるためにこれ三十五万円かかるということなんでしょう。どうなんですか。ということが一つと。いやいや、何個もあると言っていましたから。

それと、じゃあ協定書にはですね、何か今初めて、ちょっと新たな学説を言っていたなというふうに思っているんですけども、協定書には三十万円以上は町が負担するとか、そういうことは書いていないでしょう。書いているのかいないのかということについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

バッテリーその物ではありません。まず、バッテリーの上についているキャップ、それがそういう化学反応を起こすそういう装置ということになって、それを触媒栓ということになっておりまして、その個数が五十四個、単価で五千六百元、それに対する労務費含めての三十万八百五円、三十五万一千円ということになっております。

それから、協定書のことについての三十万円ということがあるのかないのかというご質問であります。それについては協定書の中にはうたわれてございません。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今回は協議をして、町が認めたというか、予算案も計上しているんですけども、これは三十万円以上、そういうふう

になるとですね、三百万円も入るわけでありましてですね、いずれにしても非常用のそのというのは、それは営業をやっていく上で、なおかつ医療や生命にかかわる事業といたしますか、やっているわけですので、これは三十万円以上でもやっぱり病院といたしますか、委託、指定管理を受けているほうがですね、やるのがですね、基本じゃないかなというふうに思います。いずれにしてもですね、今後その三十万円以上の修理や改修が必要なものは町の責任でというふうですね、拡大というか、それが正確な解釈なのかどうかも含めてですね、町としても、いいですか、担当課だけじゃなくて、町としてもですね、ちゃんと煮詰めて、基本的なですね、社協とおんなじような福祉医療の団体ではあるけれども、そのこのですね、ルール、基本的なルールや、それを再検討してみる必要があるんじゃないんですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

指定管理する前に、いろいろ指定受けてくださったときわ会病院とは、細々協定を交わしています。それに基づいて、今後も対処してまいりたいと。そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

細々といっても、三十万円以上というのは明記されていないわけですから、もしそれをやるとするのであればですね、その附属の協定書をつくるかですね、そういうものも含めてやらないとですね、今後も同じような事案というか、類似の事案が出たときにですね、基本的に対応をはっきりさせる対応ルールをはっきりさせるということが必要だと思いますので、ぜひ再検討をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

質問はですね、十四ページでございます。

老人福祉センター費、十四ページ、三款の民生費、そして老人福祉センター費の十四節ですか、使用料及び賃借料、車借上料ということで、これは社協のいってみれば大規模改修に近いものをですね、やろうということで、だから、藤崎の温泉に入っていただく。そのためにピストン輸送でもしなければならぬから、車を借りるんだというような説明は受けておるんですけれども、具体的にはどういうふうにして、いつからいつごろまでこれは借り上げる予定なのかということと、どういうふうにしてその車をどういう車を運行しようというのか、借り上げる、どういう車を借り上げようとしているのかお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

まず、期間に関しましては、ときわ老人福祉センターの改修に伴って温泉が休業する間ということになりまして、一応当課のほうで考えておるのが十一月から三月までおよそ五カ月間ということで考えております。

具体的な方法といたしましては、常盤から藤崎までの現在巡回バスが走っておりますが、午前一回、午後一回ということになっておりまして、その午前、午後、その巡回バスの送迎、現在走っている巡回バスによる送迎ということをまず第一義に考えていきたいと思っております。しかしながら、この本数だけでは、ちょっと少ないという我々の考えがありまして、平日であれば、午前にもう一本、それから午後にもう一本、具体的には、今後時間を詰めてまいります、平日は午前、午後一本ずつ、それから祝日、それから土日に関しては要するに巡回バスが走っておりませんので、これに関しては午前、午後二本ずつという対応をしたいと思っております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

温泉に入りたいという希望に応えるということで、この祝日でいけば二本、午前二本、午後二本とか、土日、祝日ですね、二本二本ということなんですけれども、二往復といいますか、これは大きさというか、収容、マイクロバスなんですか、それとも何か利用実態を見て判断していくということなんですか。そのマイクロバスだとか、十人乗りぐらいのそういう程度のことなのか、それはどれぐらいの規模だと考えていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

その件に関しては、かなり検討してまいりました。そして、期間を定めて借り上げて、運行させるという当初そういう考えもあったんですが、そうすると、仮の話ですが、利用者がいない場合は空バスで、空の状態でも走ることも想定されると。それじゃあやはりそれは公金の無駄に値するというので、利用者の手挙げ方式ということで、社協のほうに、それから、帰りは番台のほうに帰りたい。それから行きたいという、そういう申し出があればですね、その時点でタクシーをですね、手配してそれで送迎させるという、そういう内容であります。予算上は、ジャンボタクシーを想定した料金で積算をしております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑は。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

課長の空バスにならないような方策を講ずるということで、ジャンボタクシーを利用するという、メインに利用するというものであります。それで、課長のお話といたしますか、答弁の中で、いわゆる老人福祉センターといたしますか、温泉が休業する期間は十一月から三月ですよというふうに言っているんですけども、一体このまるっとつくりかえてしまう工事じゃないと私は理解しているんですけどもね。十一月から、十一、十二、一、二、三と言えば五カ月もですよ。私はどういう工事をやるかも含めてになると思うんですけども、この温泉の休業期間をですね、この半分ぐらいでやってしまうとか、そういうことはできないんですか。どういう温泉の改良、その附属、そのほかにも改良しようとしているんでしょうけれども、温泉部分だけでも早期にこの半分ぐらいでですね、もうやっちゃう、やっつけちゃうというのをですね、やれないような工事なんですか。どういう温泉改良工事をやろうとしていらっしゃるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

浅利議員のご質問のそのとおりでありまして、設計業者が決まりましてから、その件については三度ほどお話し合いをいたしました。そして、その中で出た結論がですね、一番やはりその改修の時間がかかるのが、温泉ということでありました。できれば温泉を早く完成させて、一部でも営業できないかということもこちらのほうから要望したんですが、工事のですね、やはり安全性や、そういうものも含めればですね、全面的にやはり休業したほうが早くやはり完成もできるし、それからこの温泉の工事を三つぐらいに一応想定して業者のほうからお話がありまして、一期、二期、三期ということでこの五カ月間の中でという話があったんですが、この中でやはり一番時間や手間がかかるのが、温泉だということでありまして、温泉についてはやはり全期間休業したいということのお話がありましたので、こういう

ことになりました。今後、施工業者がこの後入札等で決定すればですね、その施工業者とももう一度話し合いを持ちましてですね、できるだけ早期に完成したいというのはもちろんのことをございまして、当課としても早く完成するように努力したいと思っております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

同じ項目で質問させていただきます。

さきの常任委員会でもこの件につきまして、ご説明いただいた中で、今も課長のほうからも答弁いただきました。要はバス通っているんだけど、バスの時間にちょうどよくならない人をジャンボタクシーで送迎するんだというお話の借上料という形の趣旨だと思うんですけども、例えばですね、委員の中にもいろいろな考えを持っている人がいて、一人でもじゃあ極端な話、私ちょっとバスに合わないから行きたいんだと言えば、一人でもへばジャンボタクシーは発車するんですか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

それはですね、いつでもどこでもということではありません。時間も当然午前中には例えば十一時とか、午後は五時とか、そういうふうに決めて、その時間にそういう方が一人でもいらっしゃれば、これは当然こちらのほうで対応すると、そういう内容をございまして、バスが行ってしまっって、五分後に乗りたいとか、そういう考えではありません。あくま



でもその定刻、定時に運行時間を定めていて、それにいらっしゃる方のみでありまして、そういうタクシー、たまたまタクシーをうちほうで、タクシーの対応ということでお話ししたので、皆さん誤解を与えたかもしれませんが、使う車がタクシーであって、バスだと先ほど申し上げたとおり、空バスを走らせるような、そういう無駄なことも考えられるので、そういうことはないように、手挙げ方式でということ考えております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

そういった形にしないと、何か効率が悪いという考え方するので、たとえジャンボタクシーであってもですね、時間をきちんと決めて、送迎するという形で引き続きお願いしたいんですけれども、もう一点だけ確認します。

じゃあ、人数ジャンボタクシーの人数よりも一人、二人でもいいけれども、ふえた場合はジャンボタクシーもう一台とかっていう増設を考えているんですか、それともジャンボタクシー一台だけという限定してやっっていこうとしているんですか。その点だけお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

予算上はジャンボタクシーということでございますが、例えば一人ということになればジャンボじゃなくて普通の小型車を使いますので、ジャンボであふれた人数は当然小型車の利用という形で運用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この件については私は、温泉の件についてはですね、車借上料についてはもう一点だけ、関連して、先ほど車を借り上げるとき、手挙げ方式でお願いするんだと。わ行きてじゃと。そのときに番台さしゃべるんだというような言い方をしておったんですけれども、指定管理をしているわけなんですけれども、温泉の工期はなるだけ安全性も配慮しながらなるだけ期間を短くしてほしいという要望は要望として上げておきますけれども、よくよく考えますと、そこで働いている人もあるわけですよ。番台やったりしている人だとか、あるんですけれども、そういう人の雇用は、社協の職員だから、社協にお任せなんだということなのか、どうかは知りませんが、基本的にはどういう方向で社協では対応を、この間対応しようとしているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

この件については、まだ社協のほうと話し合い中でありまして、私のほうからはですね、できるだけその方の収入の減にならないように、例えば藤崎の温泉のほうに来ていただいて、何というんですか、結局藤崎の温泉のほうが多分利用者がふえると思うので、一緒に清掃していただくとか、これは社協のほうで個人が雇用している。個人を雇用している場合であります。ただ、温泉の清掃、会社のほうで委託で請負っている会社のほうについては、その期間はそれは減額ということでその方向でお話はして、進めております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

民生費に関してもう一点だけ質問いたします。

老人福祉費の中ですね、負担金補助及び交付金というのがございます。社会福祉法人など低所得者利用料軽減事業費補助金ということで、十九万三千円になったんですけれども、当初どれくらいで、どういう、そもそも低所得者利用料軽減事業というのはどういう内容なのか、低所得者のための事業だと思うんですけれども、低所得者であれば、利用料一割負担じゃなくて、安くなる場合があるんですよということなんだろうと思いますけれども、その制度の内容も合わせてですね、ご説明していただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

まず、制度の中身でございますが、制度の内容でございます。

この制度はですね、社会福祉法人がその法人で利用されている利用者の方が低所得者であれば、その利用料を二五％軽減した場合、その一定の割合、法人全体で一定の割合を軽減されていると。藤崎だけではないので、一定の割合を軽減されている場合は藤崎の分に関して二分の一の範囲の内で助成するという制度であります。

ちなみに、当初予算で予定されていた人数が一名でありまして、それが現在申請がなされているのが四名、法人に対する助成ということになりますので、当初一法人から三法人にふえているということが今回の補正の理由でございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

吉村忠男君。

○八番（吉村忠男君）

私もこの常盤の温泉の利用者の一人としてお尋ねしますけれども、いわゆるこれ設計業務委託は発注されて、それでき上がってきているものですか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

設計がこの十八日、今月の十八日に工期と私は記憶しております。ですので、十八日まで、まだ現在上がってきておりません。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

吉村忠男君。

○八番（吉村忠男君）

その設計ができ上がってきてから、この改修する場所、箇所、その他の図を詳しく説明か何かあるものですか、議員に對して。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

今の工期からいけばですね、私どものほうの予定には議会の皆様に対する詳細な内容については説明する予定は入っておりません。申しわけありません。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十一号を採決いたします。議案第五十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第五十二号平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十二号を採決いたします。議案第五十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第五十三号平成二十五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十三号を採決いたします。議案第五十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第五十四号平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十四号を採決いたします。議案第五十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第五十五号平成二十五年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十二時までは、まだ十分時間がありますので……。

五十二ページのところでございます。下水道会計補正予算（第二回）、三千石堰整備調査業務委託料という四百八十万円ほどということでございます。下水道会計でここ、農林課の予算じゃなくて下水道会計に下水道事業会計、これでやることになったという理由はどの辺にあるんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

三千石のですね、今後整備する区域は、もう廃堰になっておりますので、農林サイドでもですね、いい補助金がないということでした。そこでですね、平成元年度から平成八年度にかけて、その三千石の上流地域、つまりですね、藤崎八幡宮からですね、鹿島神社の間一・五キロ、これ五億四千万円ほどをかけて整備した経緯がございます。今回はですね、その下流地域ということで下水道が責任持ってやるべきであろうということで下水道事業となっております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

その当時は下水道は企業会計でなくて、特別会計だったのかなというふうに思いますけれども、そのときは一般会計でやったんじゃないんですか、今回は下水道事業会計、いい補助金がないからこれでやるんだと。下流地域にはということなんですけれども。前は藤崎の時代の一・五キロでしたか。これは一般会計でやったものですか。それは、その辺はどうですか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

確かにですね、建設課サイドのですね、一般会計でやっております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

上下水道課長は財政のほうも担当をしていらっしゃったということを改めてわかりましたんですけれども、それで、これをですね、業務、私ども現地を見させていただきましたです。それで、この三千石をですね、堰をやるという具体的な企業債を起こしてやるというふうになるんでしょうけれども、そのための調査業務委託料というふうになっておるんですけれども、どういうことを業務委託するのか、どういう内容を業務委託するのかですね。その大事な点はどこにあるのかをお聞きいたします。

そして、これを業務を受ける業者ということはどういう業者を考えていらっしゃるのかという二点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

四月にですね、こういう計画がございますということで、当上下水道課で、県のほうに相談に行きました。県のほうはですね、仙台のですね、地方整備局のほうにてその案を持って相談に行ったんですけれども、当初やはり市街化調整区域内、畑のど真ん中ということで、まずだめだということでございました。しかしながら、翌日になってですね、やはり先ほどご説明しましたように、上流域を整備した関係上、やはり責任を持ってその下流域もですね、やるべきであろうということでございました。ただし、そこで条件が二点ほどつけられたわけがございます。条件というのはですね、まず、効果発現効果をいかに早めるのか。もう一つがですね、費用を抑える工夫をしてくれと。この二点をですね、条



件にオーケーですよということでした。したがってですね、今回のこの四百八十万円ほどの調査業務委託料の中にはですね、そういった整備手法も含めてですね、やるということで今回予算計上しております。

あとはですね、その内容はですね、やはり土木のコンサルタント、しかも下水道専門のコンサルタントということでこちらのほうも一応相談しております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十五号を採決いたします。議案第五十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、決算特別委員会報告の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、議員全員で構成する委員会での審査であります。決算特別委員会委員長から報告書が提出されており、お手元に配付しておるとおり、委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定によって省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、平成二十四年度各会計の歳入歳出決算の議案第五十六号から議案第六十二号までは議員全員の委員をもって構成

する決算特別委員会で審議いたしましたので、説明及び質疑を省略し、採決いたします。

日程第二十、議案第五十六号平成二十四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定するものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案に反対する者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十四年度一般会計の決算の認定について意見を申し述べます。

平成二十四年度は、七十五億円余りの予算で町民の暮らしや福祉、そして教育に役立つ予算でありました。特に、町民に心配をかけた藤小グラウンド、プールの建設については、自主財源の負担の少ない方法で完成を見たこと。あるいはまた、子供の医療費の負担軽減などの取り組みなど、評価できる点でございます。

しかしながら、原子燃料サイクル施設事業対策推進対策補助金約五千万円、要は言わばもらえるものはもらってもいいという段階には、やっぱり福島原発事故以後、過ぎ去ったものではないかと思えます。国策とはいえ、原発サイクル事業補助金に依存しない財政運営にできるだけ早く取り組む必要があるということでもあります。秋田県、岩手県はもらわないでもまちづくりもやっております。電力会社の出資による財源は、電気料金の引き下げや、原発安全対策、汚染水対策、原発廃炉に向けたお金にこそ現在は使うべきだと思っております。

二つ目には、給食センターの防滑材料費八十万円の提供など、給食センターの工事にかかわるふぐあい、不備については、設計業者の責任も含め、瑕疵担保責任をどのようにやっていけばいいのかという上で、執行上の問題も解決すべき

問題だと思っております。

最後は、町営住宅の建設は民活型買い取り方式ではなく、普通の分割発注型指名競争入札にすべきだと思います。また、二年続きの豪雪、これに町長初め取り組んだわけでありませけれども、除雪体制の強化、予算の増額なども含めて、さらに努力すべき問題だと思っております。

以上の理由から平成二十四年度一般会計決算認定に同意できないものであります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから本案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十一、議案第五十七号平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定するものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十二、議案第五十八号平成二十四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十三、議案第五十九号平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定するものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十四、議案第六十号平成二十四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定するものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十五、議案第六十一号平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十六、議案第六十二号平成二十四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十七、議案第六十三号平成二十五年度藤崎町一般会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十三号を採決いたします。議案第六十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、常任委員会報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を願います。奈良岡文英君。

○総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

皆さん、それでは、総務産業常任委員会より報告申し上げます。

閉会中の所管事務調査の件についてご報告いたします。

去る七月十八日、常任委員会を開催し、廃堰について審査いたしました。

廃堰の状況説明では、枝川鶴田堰、三千石堰など、主な六つの廃堰について、現状及び改修内容などが説明されました。

このうち、三千石堰の未整備部分については、現地視察を実施しました。

三千石堰の未整備区間を実際に目で見て巡回し、雨水だけが流入する地区や、流れ込んだ雨水、生活排水等が滞留し、大雨になれば付近のリンゴ園が浸水、冠水の被害を受ける地区など、それぞれ地区により状況が違うことを説明を受けながら視察いたしました。

また、この三千石堰に関しては、未整備部分の一部について整備事業の計画が検討されており、関係各機関と協議中である旨の説明もありました。

席上、委員からは、廃堰の沿線の住民や農家に与える影響に加えて、衛生面での環境に与える影響も考慮し、早急に整備してほしいという意見、要望がありました。

以上で、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

次に、民生教育常任委員長から報告願います。民生教育常任委員長清水孝夫君。

○民生教育常任委員長（清水孝夫君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告を申し上げます。

去る七月三十日、常任委員会を開催し、福祉に関すること、小・中学校に関すること、及び生涯学習施設及び社会体育施設の管理運営に関することの中の地域の元気臨時交付金に関する事業について審査をいたしました。

この地域の元気臨時交付金は、緊急経済対策で実施する公共事業の地方負担分を軽減するのが目的の交付金で、今回、当常任委員会で審査した事業は、常盤老人福祉センター改修工事、小・中学校空調設備整備工事、スポーツプラザ藤崎改修工事及びふれあいずーむ館駐車場融雪施設整備工事等であります。

これらの各事業の概要、進捗状況及び今後のスケジュール等について説明を受けた後、委員からは、公共施設の利用者のことを十分配慮しながら工事を進めてほしいとか、融雪施設整備工事等は工事を早目に進める配慮をしてほしいといった要望が出されました。

以上で、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

民生教育常任委員会からの報告が終わりました。

日程第二十九、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第三十、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定しました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十五年第三回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時三十六分

---

地方自治法第二百三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男



署名議員 鶴 賀 谷 貴

署名議員 奈 良 岡 文 英

署名議員 小 野 稔